

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成27年8月24日

長野県知事 阿 部 守 一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
奈良井川漁業協同組合	塩尻市宗賀桔梗ヶ原71-599	内共第4号
下伊那漁業協同組合	飯田市松尾明7499	内共第6号

2 変更の内容

(1) 奈良井川漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項ただし書中「700円」を「1,000円」に改める。

(2) 下伊那漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項第2号の表中

「

中学生以下の者	無 料
---------	-----

」

を

「

中学生以下の者	無 料
高 校 生	前号（あゆ、あゆ以外の魚種共通、1年）に規定する額の2分の1に相当する額

」

に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

(1) 2の(1) 平成28年3月1日

(2) 2の(2) 平成28年4月1日

園芸畜産課